ニセコ国際観光認証会議
アクションプラン

令和６年（２０２４年）３月

ニセコ国際観光認証会議

目次

第１章　「ニセコ国際観光認証会議」概要

1-1　設立の目的 …… 3
1-2　これまでの取り組みと実績 …… 4
1-3　運営体制 …… 6

第２章　取り組み指標

2-1　「ニセコ町観光振興ビジョン」との関連性 …… 7
2-2　今後の取り組み指標 …… 9

第３章　ロードマップ

3-1　ロードマップの策定方法 …… 14
3-2　ロードマップ …… 15

【参考資料】

用語解説 …… 17
GDS基準概要 …… 18

第１章　「ニセコ国際観光認証会議」概要

1-1　設立の目的

（1）目的

ニセコ国際観光認証会議は、ニセコ町における「持続可能な観光地づくり」の推進母体となり、持続可能な観光地運営に関するマネジメントを行う。

具体的なマネジメントの例は次の通り。

- 社会経済、文化、環境の各事項に対応した複数年の観光地管理方針や戦略を策定・実行し、必要に応じて更新する。
- ステークホルダー[1]との協議を通じて、持続可能性の原則を含む行動計画を策定し、実施する。
- 自然や文化的な場所を含む観光資源のリストに基づき、適切な管理を行う。
- 観光が社会経済、文化、環境に与える影響を分析する観光影響評価[2]を行う。
- 観光影響評価に基づき、旅行者や旅行者の流れを適切に管理し、観光からの影響を最適化し、自然や文化的な資産を保護する。
- 地域社会と住民、来訪者の満足度向上のため、来訪者の特徴、量、活動、消費行動などを把握し、公表する。
- 観光地での体験の質と持続可能性に対する来訪者の満足度をモニタリングし、必要に応じて対応措置を講じる。

観光地としてのニセコ町において、観光地向けのコンプライアンス基準であるGSTC基準（観光マネジメント、社会経済、文化、環境の4分野）[3]に基づく第三者認証を実施し、国際基準に照らしたニセコ町観光の現状を明らかにする。その結果を踏まえ、必要な改善を行いながら各基準を満たすことで、GSTC認証[4]を取得し、世界基準において最高水準の持続可能な観光地の構築を目指す。

（2）ミッション

持続可能な観光地運営に関する各種マネジメントを実施し、ニセコ町を持続可能かつ魅力的な地域として発展させ、観光が地域社会と住民、来訪者の双方に利益をもたらすことを目指す。

1-2　これまでの取り組みと実績

（1）これまでの取り組み

本会議は、持続可能な観光の推進に向けた具体的な取り組みを実施している。主な取り組みは次の通り。

（1）国際認証取得に向けた現状診断（アセスメント）業務と審査対応

- ニセコ町が国際認証を取得するための現状診断（アセスメント）を実施。
- 認証取得に必要な基準への適合度を評価し、未達基準の改善を行う。
- 認証審査に係る申請作業と審査時の対応を行う。

（2）観光事業者啓発活動（国際基準勉強会、認証取得支援）

- 観光事業者を対象に、国際基準に関連するテーマを取り上げ、勉強会を定期開催。
- 宿泊施設や観光施設に対し、持続可能な運営のための実践的な情報提供。
- 認証取得のための申請支援を実施し、申請プロセスの負担を軽減。

（3）持続可能な観光教育（ニセコ高校、視察の受け入れ）

- ニセコ高校生向けに、持続可能な観光に関する授業を実施。
- 持続可能な観光の実例を学ぶ機会を提供し、地域の未来の担い手を育成。
- 他地域の観光関係者や専門家の視察を受け入れ、情報交換を促進。

1-2　これまでの取り組みと実績

（２）実績

本会議における、2023年発足以降の活動実績は次の通り。

実績名	年度	概要
グリーンデスティネーションズ[5]ACPプログラム[6]シルバー賞受賞	2023年	ニセコ町の社会経済、文化、環境の各カテゴリーにおける持続可能性の高い取り組みが評価され、持続可能な観光地に与えられる国際的な賞を獲得。 申請主体ニセコ国際観光認証会議。
北海道ニセコ高等学校における持続可能な観光教育の実施	2023年～	北海道ニセコ高等学校の探求学習にて、社会経済、文化、環境の各カテゴリーに関する授業を継続的に実施。 （一社）サステナビリティ・コーディネーター協会と連携し、国内外の事例に関する講義も実施。
観光事業者向け国際基準勉強会の開催	2024年	観光事業者向けに、国際基準にも関連しているニセコ町内の課題をテーマとし、勉強会を実施。 ・第1回： 廃棄物勉強会（7月9日開催） 講師：大槻氏（有限会社塚越産業） ・第2回： 省エネ勉強会（11月28日開催） 講師：高橋氏（株式会社ニセコまち）
宿泊事業者向けホテル認証合同説明会の開催	2024年	日本国内で展開している認証団体である、コントロールユニオン、グリーンキー、サクラクオリティグリーンの各団体担当者が登壇。 町内宿泊施設に向けて認証制度の紹介をオンラインで実施。（12月2日開催）

1-3　運営体制

（１）参加団体

ニセコ町、株式会社LOOPORT、北海道ニセコ高等学校、株式会社ニセコリゾート観光協会、ニセコ町商工会、ニセコ町持続可能な観光推進事業者連絡会

（１）運営体制

議長をニセコ町長とし、事務局を株式会社LOOPORTに置く。必要に応じ、分科会を設置する。（当面、「観光教育分科会」を設置）

図表１　ニセコ国際観光認証会議　運営体制

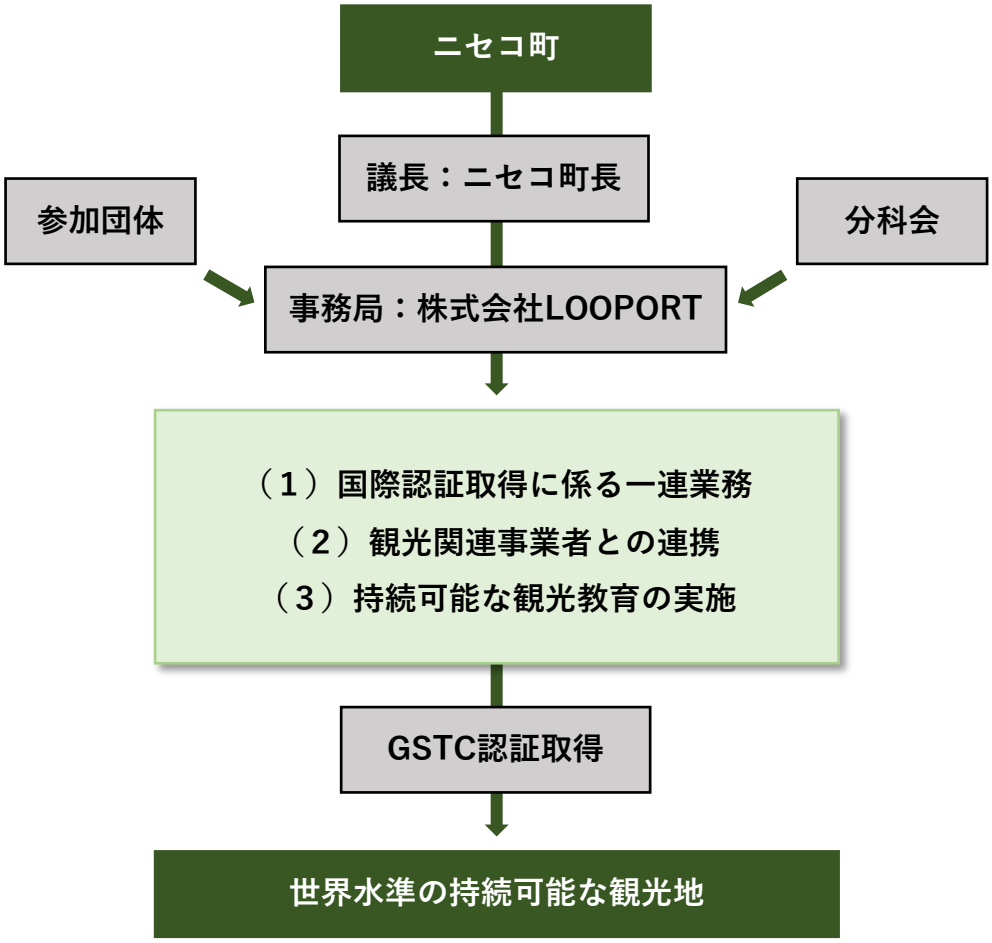

2-1　「ニセコ町観光振興ビジョン」との関連性

（1）「ニセコ町観光振興ビジョン」について

令和４年３月に策定（令和６年７月に更新）された「ニセコ町観光振興ビジョン」は、ビジョン策定にあたり計５回の観光審議会が開催され、審議会のメンバーには、地域に関わる多様なステークホルダーが参画している。適切なプロセスを経て、多様な意見が反映されたビジョンである。したがって、ニセコ国際観光認証会議が策定する本アクションプランにおいても、ニセコ町観光振興ビジョンを基盤としながら、より持続可能性に関する指標を反映させた行動計画を策定する。

図表２　ニセコ町観光振興ビジョン策定の経緯

令和3年度 第1回	日時：令和3年7月20日14:00-16:00 場所：ニセコ町役場3階 町民ホール（議場） 内容：・ニセコ町観光ビジョン策定について ・観光を取り巻く環境の変化、現状・課題 について
令和3年度 第2回	日時：令和3年9月22日14:00-16:30 場所：ニセコ町役場1階 多目的ホール 内容：・観光の将来像 について ・持続可能性指標 について
令和3年度 第3回	日時：令和3年11月16日14:00-16:30 場所：ニセコ町役場1階 多目的ホール 内容：・観光についての町民アンケート調査 について ・観光由来の二酸化炭素排出量 試算 について
令和3年度 第4回	日時： 令和3年12月7日14:00-16:30 場所： ニセコ町役場1階 多目的ホール 内容： ・ ニセコ町観光ビジョンの骨子 について ・観光についての町民アンケート結果 について
令和3年度 第5回	日時： 令和4年2月9日14:00-16:30 場所： オンライン開催 内容： ・ニセコ町観光ビジョン（概要版）について ・ニセコ町観光ビジョン（案）について
令和5年度 第3回	日時： 令和5年7月19日17:00-18:20 場所： ニセコ町役場3階 町民ホール（議場） 内容： ・観光振興ビジョンのフォローアップについて ・観光政策の意見交換について

出所：ニセコ町「ニセコ町観光振興ビジョン」

2-1　「ニセコ町観光振興ビジョン」との関連性

（２）「ニセコ町観光振興ビジョン」の方向性と将来像

ニセコ町観光振興ビジョンは、新たなスタンダードとなる持続可能な観光の国際基準「GSTC-D（Global Sustainable Tourism Criteria for Destinations）[7]」及び観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）[8]」を踏まえた計画とするとともに、町民や町内事業者、観光協会、役場等が共有の認識を持ち、今後の目指すべき将来像など、次世代を見据えた観光地域づくりの方向性を示す計画である。

ニセコ町観光振興ビジョンが掲げる将来像は「社会経済」「文化」「環境」の持続性を保ちながら、海外・国内の観光客だけでなく、町民からも愛され、信頼される国際リゾートとして、町民の暮らしと調和した観光地を目指しており、持続可能性が十分に反映されたものである。そのため、ニセコ国際観光認証会議においても、同一の将来像の実現を目指すこととする。

図表３　ニセコ町観光の将来像と目指すべき姿

将来像　町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾート

目指すべき地域の姿 1 成熟した通年型の国際リゾート	✓ オフシーズンのない、国内外から支持される地域 ✓ 環境に配慮したサービスや商品が提供されている地域 ✓ 魅力的な職場として若者から観光産業が選ばれる地域
目指すべき地域の姿 2 高品質・高付加価値の国際リゾート	✓ 自然・歴史・文化を活かした地域ならではの本物の観光体験（ユニーク＆オーセンティックな体験）ができる地域 ✓ 観光客が安全でストレスを感じずに楽しめる地域（アクセシビリティとユニバーサル）
目指すべき地域の姿 3 町民が誇れる国際リゾート	✓ 観光客・観光事業者・町民が互いを認め、地域の自然や文化の魅力を理解し、環境等に配慮した行動をしている地域 ✓ 町民が観光の恩恵を実感できる地域

出所：ニセコ町「ニセコ町観光振興ビジョン」

2-2　今後の取り組み指標

（１）基本戦略と施策の方向性

先述の通り、ニセコ国際観光認証会議が策定する本アクションプランは、ニセコ町観光振興ビジョンを基盤としながら、より持続可能性の観点を反映させた指標を定めることとする。

まず、ニセコ町観光振興ビジョンでは、将来像を実現するための基本戦略が設定されている。ここで示されている基本戦略の1-1から3-3について、ニセコ国際観光認証会議では、各戦略に対応するグリーンデスティネーションズ基準に選定し、持続可能性を考慮した取り組み項目を抽出した。

加えて、2023年に実施されたグリーンデスティネーションズACPプログラムの審査において、B、C評価（改善の余地がある評価）を受けた項目（※）および重要項目（グリーンデスティネーションズが設定している重要項目）を取り組むべき項目として加え、次項にて一覧とした。

※ニセコ町は2023年のグリーンデスティネーションズACPプログラムの審査において、審査基準全84項目のうちA評価が48項目、B評価が27項目、C評価が４項目（該当なし５項目）であった。

図表４　基本戦略と施策の方向性

出所：ニセコ町「ニセコ町観光振興ビジョン」

2-2　今後の取り組み指標

（２）「ニセコ国際観光認証会議」取り組み指標一覧（1/5）

ニセコ町観光振興ビジョンにおける基本戦略１に対応するグリーンデスティネーションズ基準（以下GDS）は以下の通り。（全８項目）

基本戦略１

基本戦観光産業の安定的な経済活動と地域貢献略

- 1-1　季節変動の平準化と雇用の安定（従業員の所得向上・福利厚生の充実）
  - **GDS 1.12　来訪者による圧力の管理**
- 1-2　観光事業における域内調達率（材料・雇用等）の向上
  - **GDS 3.17　再生可能エネルギー**
  - **GDS 5.13　地域の特産品や特色あるサービスの奨励**
- 1-3　観光事業者の地域コミュニティへの貢献（カーボンオフセット等）
  - **GDS 3.4　水資源の調達**
  - **GDS 6.4　水使用量（企業）**
  - **GDS 6.5　固形廃棄物（企業）**
  - **GDS 6.6　エネルギー消費量（企業）**
  - **GDS 6.7　温室効果ガス排出量（企業）**

※GDS各基準の概要については、参考資料を参照。

2-2　今後の取り組み指標

（２）「ニセコ国際観光認証会議」取り組み指標一覧（2/5）

ニセコ町観光振興ビジョンにおける基本戦略２に対応するグリーンデスティネーションズ基準（以下GDS）は以下の通り。（全11項目）

基本戦略２

観光客の多様な価値観への対応と受入環境の整備

- 2-1　観光客への特別な観光体験（宿泊・食・アクティビティ等）の提供
  - **GDS 1.11　来訪者の満足度**
- 2-2　観光客・町民の地域資源（自然・文化・歴史）への理解促進
  - **GDS 2.5　風景と景観**
  - **GDS 4.1　有形文化遺産**
  - **GDS 4.2　観光による文化への影響の管理**
  - **GDS 4.4　無形遺産**
  - **GDS 5.7　計画への地域住民の参加**
- 2-3　安全で快適に観光できる受入環境の整備
  - **GDS 2.8　飼育動物の福祉**
  - **GDS 3.15　公共交通機関**
  - **GDS 5.6　アクセシビリティ**
  - **GDS 5.17　健康と安全**
  - **GDS 5.18　リスクと危機管理**

※GDS各基準の概要については、参考資料を参照。

2-2　今後の取り組み指標

（２）「ニセコ国際観光認証会議」取り組み指標一覧（3/5）

ニセコ町観光振興ビジョンにおける基本戦略３に対応するグリーンデスティネーションズ基準（以下GDS）は以下の通り。（全10項目）

基本戦略３

観光によって町民生活の質を高める

- 3-1　観光客の環境配慮型行動の喚起
  - **GDS 2.4　侵略的外来種**
  - **GDS 3.1　騒音**
  - **GDS 3.2　光害**
  - **GDS 3.8　固形廃棄物の減量**
  - **GDS 3.9　廃棄物の分別とリサイクル**
  - **GDS 3.11　ゴミのポイ捨て**
  - **GDS 3.13　旅行による排出量の削減**
- 3-2　地域の魅力や観光の取組の情報発信（インナーブランディング含む）
  - **GDS 6.3　認定事業者の公表**
  - **GDS 6.12　解説情報**
- 3-3　観光関連の起業を増やし、自然・文化の継承に寄与
  - **GDS 5.12　地元企業の支援**

※GDS各基準の概要については、参考資料を参照。

2-2　今後の取り組み指標

（２）「ニセコ国際観光認証会議」取り組み指標一覧（4/5）

グリーンデスティネーションズ基準（以下GDS）には、ニセコ町観光振興ビジョンにおける基本戦略に対応する基準の他に、持続可能な観光地マネジメントに関する基準が存在する。基本戦略に直接的には対応していないが、観光地マネジメントに関する項目として取り組むべきグリーンデスティネーションズ基準（以下GDS）は以下の通り。（全９項目）

観光地マネジメント

持続可能な観光地運営の体制構築

- M-1　責任と組織
  - **GDS 1.1　サステナビリティ・コーディネーター**
  - **GDS 1.2　組織管理**
- M-2　計画と開発
  - **GDS 1.5　観光資源のリストアップ**
  - **GDS 1.7　観光地管理の方針・戦略**
  - **GDS 1.8　行動計画（アクションプラン）**
- M-3　来訪者管理
  - **GDS 1.14　配慮が必要な場所における来訪者の行動**
- M-4　モニタリングと報告
  - **GDS 1.15　持続可能性の指標とモニタリング**
  - **GDS 1.16　見直しと評価**
  - **GDS 1.17　サステナビリティレポートの公開**

※GDS各基準の概要については、参考資料を参照。

2-2　今後の取り組み指標

（２）「ニセコ国際観光認証会議」取り組み指標一覧（5/5）

その他、グリーンデスティネーションズが重点的に取り組むべきとして設定している取り組み重要項目（前項に記載済み項目を除く）は以下の通り。（全10項目）

GDS重要項目（マネジメント項目を除く）

持続可能な観光地を構築するための重要な取り組み項目

- ★-1　自然と景観
  - **GDS 2.1　自然保全**
  - **GDS 2.2　観光が自然に与える影響**
- ★-2　環境と気候
  - **GDS 3.7　廃水処理**
  - **GDS 3.16　エネルギー消費量の削減**
  - **GDS 3.19　気候変動リスクへの対応**
- ★-3　社会福祉
  - **GDS 5.4　人権**
  - **GDS 5.10　住民の満足度**
  - **GDS 5.16　不動産開発**
- ★-4　ビジネスとコミュニケーション
  - **GDS 6.1　事業者における持続可能性の促進**
  - **GDS 6.2　持続可能性の基準**

※GDS各基準の概要については、参考資料を参照。

3-1　ロードマップの策定方法

（１）ロードマップ概要

前章にて選定したニセコ国際観光認証会議の取り組み項目について、令和６年～令和１０年（2024年～2028年）の５ヵ年にかけて実行する。

取り組み事項については、グリーンデスティネーションズ基準（以下GDS）が定める６つのセクション（観光地管理、自然と景観、環境と気候、文化と伝統、社会福祉、ビジネスとコミュニケーション）に分類し、各項目の具体的アクションを示すこととする。

（２）ロードマップの評価と見直し

なお、ニセコ国際認証会議が単独で取り組むことができない項目、すぐに着手することが難しい項目については、次項に示すロードマップに含まれないが、定期的に取り組み項目の評価・見直しを実施し、随時ロードマップの更新を行う。

中長期的視点に基づき、２年ごとの中間レビューと５年後の評価・見直しを実施する。これにより、社会経済・文化・環境の各目標に対する定量的・定性的な進捗確認が可能な仕組みとなっている。

3-2　ロードマップ

GDSセクションに準じたロードマップ

項目/年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
観光地管理 基本戦略1-1: 季節変動の平準化と雇用の安定 （従業員の所得向上・福利厚生の充実）	アクションプラン作成	アクションプラン－見直しと評価の実施			
	規約整理・サステナビリティポリシー作成				
	観光資源リストの随時更新				
		サステナビリティレポートの作成・公開			
自然と景観 基本戦略3-1: 観光客の環境配慮型行動の喚起	生態系の調査		外来種の駆除イベントを実施		
		環境教育の実施			
			景観条例に持続可能な観光の要素を盛り込む		
環境と気候 基本戦略3-1: 観光客の環境配慮型行動の喚起 基本戦略2-3: 安全で快適に観光できる受入環境の整備	騒音など公害の調査		問題に応じたガイドライン作成検討		
	CO2 排出量の計算		環境配慮型行動を促す情報発信		
	公共交通機関の施策評価と見直し				
		公共交通機関の情報整理と利用促進			
文化と伝統 基本戦略2-2: 観光客・町民の地域資源への理解促進	文化財リスト作成				
		管理体制・予算の調査			
		無形遺産の保護・継承			
社会福祉 基本戦略2-3: 安全で快適に観光できる受入環境の整備	アクセシビリティ対応の情報調査				
		観光地における災害対策の調査			
		心のバリアフリー研修実施・情報発信			
		HP・アプリなどでの情報発信を促進			
ビジネスとコミュニケーション 基本戦略1-3: 観光事業者の地域コミュニティへの貢献 基本戦略3-2: 地域の魅力や観光の取組の情報発信	事業者向け基準勉強会実施				
		施設改修補助金申請支援			
		事業者認証取得に係る申請支援			
	地域の声を反映した解説情報を作成				
	多言語による情報発信				
	GDSゴールド・プラチナ賞受賞		GSTC認証取得		

用語解説

用語	解説
[1] ステークホルダー	組織やプロジェクトに対して利害関係を持つすべての関係者を指す。観光地づくりでは、観光事業者、行政、地域住民、観光客、NPO、学術機関などが含まれる。持続可能な観光を推進するためには、ステークホルダー間の協力と意見交換が重要となる。
[2] 観光影響評価	観光活動が地域社会や経済、文化、環境に与える影響を評価するプロセス。ポジティブな影響（経済活性化、文化継承等）とネガティブな影響（環境破壊、混雑問題等）を把握し、持続可能な観光の実現に向けて対策を講じるための基礎資料となる。
[3] GSTC基準	グローバル・サステナブル・ツーリズム・カウンシル（GSTC）が策定する持続可能な観光のための国際基準。観光地マネジメント、社会経済、文化、環境の４つの分野から構成され、持続可能な観光地運営の評価指標として活用される。
[4] GSTC認証	GSTC基準に基づき、観光地や宿泊施設が持続可能な観光を実践していることを第三者が認証する制度。認証を取得することで、国際的な持続可能性の評価を受け、観光客やパートナー企業からの信頼性が向上する。
[5] グリーンデスティネーションズ	持続可能な観光地を評価・認証する国際的な非営利団体。観光地の環境保全や地域社会への配慮を評価し、表彰・認証制度をを通じて持続可能な観光を推進している。
[6] ACPプログラム	グリーンデスティネーションズが提供する「アワード＆サーティフィケーション・プログラム（ACP）」の略称。観光地の持続可能性を評価し、シルバー、ゴールド、プラチナの各ランクで表彰・認証を行う。
[7] GSTC-D	持続可能な観光地に関する基準を定めたGSTCのデスティネーション向け基準。観光地運営のガイドラインとして、環境保全、文化継承、社会経済的な持続可能性を総合的に評価する枠組み。
[8] JSTS-D	日本版持続可能な観光地基準（Japanese Sustainable Tourism Standard for Destinations）の略称。GSTC-Dを基に、日本の観光地特有の課題やニーズを反映させた基準であり、地域に根ざした持続可能な観光地運営を目指すための基準。

GDS基準概要

基準名	概要
1.1 サステナビリティ・コーディネーター	持続可能な観光地運営を、適正に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がいる。
1.2 管理組織	十分な資金を持つ組織または管理機構は、持続可能な観光開発と管理を調整し、促進する責任を負う。デスティネーション・マネジメントを行う上で様々な団体と協力し、その運営と取引において、持続可能性と透明性の原則に従う。
1.5 観光資源のリストアップ	自然や文化的な場所を含む、観光資源のリストがある。
1.7 観光地管理の方針・戦略	観光地管理の方針や戦略は、環境、社会、文化、経済の事項に対応しており、複数年計画として立てられ、一般に公開され、常に更新されている。この方針や戦略は、ステークホルダーとの協議により策定され、持続可能性の原則を含んでいる。観光地において、より広い持続可能な開発政策や活動に関連し、影響を与えている。
1.8 行動計画（アクションプラン）	観光地は、目標・行動・対策・責任・時間計画などを含む持続可能な観光の行動計画を策定し、実施している。
1.11 来訪者の満足度	観光地での体験の質と持続可能性に対する来訪者の満足度をモニターし、公表している。必要であれば、それに対応する措置がとられている。
1.12 来訪者による圧力の管理	観光地は、来訪者管理のための仕組みを持っており、定期的に見直している。地域経済、コミュニティ、文化、環境のニーズを考慮し、バランスを取りながら、来訪者の量と活動を管理し、特定の時間帯や場所で必要に応じて来訪者を減らしたり増やしたりするための措置がとられている。
1.14 配慮が必要な場所における来訪者の行動	文化的な行事や文化的・自然的に影響を受けやすい場所での来訪者の適切な行動に関するガイドラインが作成され、来訪者、ツアーガイド、ツアーオペレーターが訪問前および訪問時に利用可能になっている。
1.15 持続可能性の指標とモニタリング	環境、経済、社会、文化的な問題や観光による影響など、観光地の持続可能性に関わる指標を定期的に監視し、対応している。モニタリング方法は、定期的に見直されている。

GDS基準概要

基準名	概要
1.16 見直しと評価	方針と行動計画の目的・目標およびその実施結果は、定期的に監視・評価されている。
1.17 サステナビリティレポートの公開	持続可能性に関する主要な結果は、少なくとも2年ごとに一般に報告され、観光地の一般向けウェブサイトで公開されている。
2.1 自然保全	観光地には、生態系、生息地、生物種を保全する仕組みがある。
2.2 観光が自然に与える影響	観光が自然環境に与える影響を測定し、モニタリングしている。観光による自然への影響が特定され、適切に対処されている。
2.4 行動計画（アクションプラン）	観光地は、目標・行動・対策・責任・時間計画などを含む持続可能な観光の行動計画を策定し、実施している。
2.5 風景と景観	自然と田舎の美しい景観が保護され、その土地らしさが維持されている。景観の悪化や、都市の無秩序な拡大から効果的に守られている。
2.8 飼育動物の福祉	観光地には、動物福祉に関する地域、国内、国際的な法律や基準を確実に遵守するための仕組みがある。野生動物は、認可された適切な設備を備えた人が、適切に規制された活動のためにのみ、繁殖または飼育することができる。すべての野生動物および家畜の飼育、ケア、取り扱いは、動物福祉の最高基準を満たし、効果的に管理されている。
3.1 騒音	騒音は適切に規制され、最小限に抑えられている。観光事業者と訪問者は、騒音を最小限に抑えるように奨励されている。
3.2 光害	光害による野生生物、住民、訪問者の体験への影響が適切に対処されている。観光事業者と訪問者は、光害を最小限に抑えることが奨励されている。
3.4 水資源の調達	観光地の水資源と使用量が適切に管理され、モニタリングされている。水に関するリスクが評価され、文書化されている。リスクがある場合、観光による水利用が地域社会や生態系の水の需要を損なわないよう、ウォーター・スチュワードシップの目標を定め、企業とともに積極的に推進している。

GDS基準概要

基準名	概要
3.7 廃水処理	観光地では、浄化槽や廃水処理システムの設置、メンテナンス、排出物のテストについて、明確なガイドラインが施行されている。観光地では、廃水が適切に処理され、地域住民や環境に悪影響を与えることなく、安全に再利用または放出されるようになっている。
3.8 固形廃棄物の減量	固形廃棄物を削減するための定量的な目標が設定され、適切なモニタリングと報告が行われている。特に、プラスチックや使い捨て用品、食品廃棄物の排除または削減に留意している。
3.9 廃棄物の分別とリサイクル	廃棄物の分別に関する定量的な目標が設定され、適切に監視・報告されている。産業廃棄物を含むすべての廃棄物は、廃棄物の種類ごとに効果的に分別されたマルチストリームの回収・リサイクルシステムを提供することで、埋立地からの転換を図るために適切に分別・処理されている。
3.11 ゴミのポイ捨て	特に人気のある公共の場所やエリアでは、（来訪者を含む）ゴミのポイ捨てに対処するための対策がとられている。
3.13 旅行による排出量の削減	旅行による大気汚染や気候危機に対する影響を低減するため、観光地への移動や域内での移動に伴う交通機関の排出量を削減する目標を掲げ、これらをモニタリングしている。
3.15 公共交通機関	公共交通機関が適切に整備され、持続可能な低排出ガス車への移行に向けた明確な取り組みがなされている。公共交通機関の利用が奨励されている。
3.16 エネルギー消費量の削減	エネルギー消費量の削減と使用効率の向上のために、定量的な目標を設定し、対策を講じている。
3.17 再生可能エネルギー	化石燃料への依存を減らし、再生可能エネルギーの使用を増やすための定量的な目標が設定され、適切な措置が取られている。再生可能エネルギー技術を奨励するためのインセンティブがある。
3.19 気候変動リスクへの対応	デスティネーションは、気候変動に関連するリスクと機会を特定している。観光地の回復力を高めるため、観光施設の立地、設計、開発、管理について、気候変動への適応戦略を追求している。

GDS基準概要

基準名	概要
4.1 有形文化遺産	遺跡や建築遺産、典型的または伝統的な建築物、街のデザイン、文化的景観、遺跡などの文化的資産の評価、保存、真正性、美的表現が適切に管理され、実施されている。
4.2 観光による文化への影響の管理	文化遺産、建築遺産、文化的に重要な景観、土地利用を大切にする観光では、負の影響の回避が注意深く管理されている。損傷、地域文化の崩壊、劣化などのあらゆる影響は適切に監視され、対処されている。
4.4 無形遺産	地域の伝統、芸術、音楽、言語、美食など、地域のアイデンティティや独自性を表す無形文化遺産が適切に保護され、賞賛されている。
5.4 人権	観光地は、人権に関する国際基準を遵守している。また、人身売買、現代の奴隷制、商業的・性的・その他のあらゆる形態の搾取、差別、ハラスメント、特に子ども、青少年、高齢者、障がい者、女性、LGBT+などのマイノリティに対する搾取を防止し、報告するための法律、慣行、行動規範が確立されている。
5.6 アクセシビリティ	自然や文化的に重要な場所、施設、サービスは、現実的であれば、障害者、特定のアクセス要件、その他の特別なニーズを持つ個人を含むすべての人が利用できる。場所や施設がすぐにアクセスできない場合は、完全性を考慮しつつ、解決策の設計と実施によりアクセスを提供している。場所、施設、サービスのアクセシビリティに関する情報を提供している。
5.7 計画への地域住民の参加	持続可能な観光地への計画と管理において、地域住民の参加を可能にし、促進している。
5.10 住民の満足度	観光の持続可能性と観光地管理に対する地域社会の要望、懸念、満足度が定期的にモニタリングされ、結果が公表され、対応した行動がとられている。
5.12 地元企業の支援	地元企業、サプライチェーン、持続可能な投資を支援することで、観光消費を地域経済にとどめることを奨励している。

GDS基準概要

基準名	概要
5.13 地域の特産品や特色あるサービスの奨励	フェアトレードの方針に基づき、観光のバリューチェーンに地元の職人、生産者、サービス提供者を加えることを支援している。地域の自然や文化、地域性、地域経済に貢献 する特産品と持続可能な商品を奨励している。この中には食品、飲料、工芸品、芸能、農産品なども含まれる。
5.16 不動産開発	観光目的での不動産賃貸やコンセッションなど、不動産開発・運営の社会経済的効果を最適化するための計画指針、規制、および/または政策がある。
5.17 健康と安全	犯罪、安全、健康被害など、住民と旅行者へのあらゆる危険が予防され、対応され、適切にモニタリングされ、一般に報告されている。
5.18 リスクと危機管理	観光地に適したリスク低減、危機管理、緊急対応計画がある。住民、訪問者、企業に対し、重要な要素が伝えられている。計画を実施するための手順とリソースが確立されており、定期的に更新されている。
6.1 事業者における持続可能性の促進	観光関連企業に持続可能性の問題を定期的に伝え、その事業をより持続可能なものにするよう奨励・支援している。
6.2 持続可能性の基準	観光地は、持続可能性の基準の採用を推進し、GSTC-Industry Recognized standardsとGSTC-I Accredited certification schemesの観光企業への適用を促進している（可能な場合）。
6.3 認定事業者の公表	持続可能性が認証された観光事業者または観光商品のリストが整備され、一般に公開されている。
6.4 水使用量（企業）	企業は、水の使用量を測定、監視、管理し、公に報告することが奨励されている。
6.5 固形廃棄物（企業）	企業は、生ゴミを含む固形廃棄物を避け、削減し、再利用し、リサイクルするよう奨励されている。使い捨ての物品、特にプラスチックを排除または削減するための措置がとられている。再利用やリサイクルされない残余の固形廃棄物は、安全かつ持続可能な方法で処理されてる。

GDS基準概要

基準名	概要
6.6 エネルギー消費量（企業）	企業は、エネルギー消費量を測定し、監視し、削減し、公表することが奨励されている。
6.7 温室効果ガス排出量（企業）	企業は、事業活動のあらゆる側面（サプライヤーやサービスプロバイダーからのものも含む）から排出される温室効果ガスを測定、監視し、最小化し、報告することが奨励されている。また、排出される温室効果ガスがある場合は、効果的にオフセットすることが望ましい。